

京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例（平成28年3月30日京都市条例第45号）（行財政局人事部給与課）

地方公務員法の一部改正に伴い、規定を整備することとしました。

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

平成28年3月30日

京都市長 門川大作

京都市条例第45号

京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を改正する条例
京都市職員の勤務時間，休日，休暇等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

この条例は，平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)